日本ビーシージー製造株式会社は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」 (平成19年2月15日文部科学省大臣決定 平成26年2月18日改正)に基づき、以下の基本方針の下、公的研究費による研究の適正な運営・管理に努めています。

公的研究費の不正防止基本方針

社内責任体系の明確化

- ・ 社内の責任体系を明確化し、社内外に周知・公表する。
- ・運営管理に関わる責任者は、不正防止対策に関し社内外に責任を持ち積極的に推進する。

適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- 事務処理手続きについてルールを定め、適宜見直しを行い明確かつ統一的な運用を図る。
- ・ 全ての構成員の対象にコンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度について把握する。
- ・ 社内外からの告発等を受付ける窓口の設置と、告発等の取扱いルールを整備する。

不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

・不正防止計画推進部署を設置し、不正の発生要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定、実施する。

研究費の適正な運営・管理

- ・ 責任者のモニタリングによる予算執行状況の把握と、問題改善策を実施する。
- ・ 研究者による直接発注禁止、事務部門による発注・検収等により業者と研究者との癒着を予防する。
- ・ 全取引業者に対し、不正対策方針及びルールを周知徹底し、誓約書の提出を求める。

情報発信・共有化の推進

- ・ 社内外からの、公的研究費の使用ルール等に関する相談を受付ける窓口を設置する。
- ・会社の不正への取組み周知のため、社内規程、不正防止計画などを会社ホームページで公開する。

モニタリング

- モニタリングチームを設置し、研究費の財務情報及び管理体制の監査を実施。
- ・ モニタリングチームと不正防止計画推進部署との連携により不正発生要因を分析し、それに応じた監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図る。

